

朝日町地域おこし協力隊（大谷地区まちづくり推進員）募集要項

1. 目的

少子高齢化に伴う人口減少が進む中、地域内での活動の担い手が足りないなどの課題が顕在化してきている中、地域づくりを進めるうえでは、地域外の新たな視点から地域の活性化・課題解決に向けた取り組みが求められています。

このたび地域活動に取り組む大谷地区での課題解決・地域コミュニティ活動の組織づくりに向けて、新たな地域おこし協力隊を下記のとおり募集します。

2. 活動内容

- (1) 大谷地区における地域課題の調査や、地域住民が取り組む解決策を支援する。
- (2) 大谷地区のにぎわいづくりや、「大谷理想（ゆめ）未来計画」に基づき、地域住民が取り組むことを支援する。
- (3) 新たな住民主体の地域コミュニティ組織の構築に向け、地域住民同士が対話を重ねながら取り組むことを支援する。
- (4) その他町長が必要と認めた業務に関すること

3. 募集人数

1名

4. 応募要件

- (1) 現在、都市地域等に在住している者で、朝日町に住民票を移すことができ、活動内容等を理解した者。または、他地域で地域おこし協力隊として活動していた場合にあっては、地域おこし協力隊として2年以上従事し、かつ、解任から1年以内の者。
- (2) 令和9年4月1日時点で20歳以上の者
- (3) 心身ともに健康で、誠実に活動内容を行い、1年以上の居住を予定している者
- (4) パソコンやSNS等を活用できる者
- (5) 普通自動車免許を取得している者
- (6) 町条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令に従うことができる者
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない者

5. 勤務場所

基本的に朝日町役場政策推進課、大谷地区内とし、その他町内の自由裁量が効く施設等については双方協議の上決定します。

6. 任用形態・期間

- (1) 地方公務員法第 22 条の 2 の規定に基づき、会計年度任用職員（パートタイム）として、朝日町長が任用します。
- (2) 任用期間は、採用の日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。
(採用が令和 9 年 4 月以降となる場合、採用の日から令和 10 年 3 月 31 日まで)
- (3) 翌年度以降は勤務実績をふまえ、公募によらない再度の任用を行う場合があります。
その際、任用期間は最長 3 年までとします。
- (4) 勤務時間外に副業可能です。ただし、次を満たし事前に届出書の提出が必要です。
 - ・ 服務規程に反しないこと、
 - ・ 本来の活動に支障が無いこと、
 - ・ 利害関係者等と不適切な関係にならないこと、
 - ・ 公序良俗に反しないこと

7. 服務等

地方公務員に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。服務規定に反した場合は、懲戒処分の対象となります。

また、任用後 1 か月間は、条件付採用期間となります。

8. 給料（報酬）・各種手当・休暇等

- (1) 月額報酬 234,100 円。6 月と 12 月に賞与（期末・勤勉手当）が支給されます。（昇給：有）
- (2) 任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（夏季休暇等）が付与されます。
- (3) 社会保険等へ加入します。

9. 活動日・活動時間

週 35 時間程度（1 週間当たり 35 時間及び 1 日当たり 7 時間を超えない範囲）を基本とします。
ただし、活動内容によっては休日に勤務を要する場合があります、その場合は平日への振替対応とします。

10. 待 遇

- (1) 住居、活動のための車（燃料を含む）は町で貸与します。
(光熱水費等の経常経費は個人負担とします)
- (2) 町が必要と認める研修費用については予算の範囲内で町が負担します。
- (3) 活動のために必要な備品等については双方協議の上決定します。
- (4) 活動に必要な旅費については、町の旅費規定に準じて予算の範囲内で支給します。

11. その他

- (1) 引越し費用については個人負担とします。
- (2) 活動内容に示した事項に関して、町長が定める「活動状況報告（日誌）」に記載の上毎週報告するものとし、あわせて月に 2 回程度、町職員との打ち合わせを行います。
また、地域おこし協力隊全体でのミーティング・研修に参加いただきます。
- (3) 年 1 回活動報告会を開催し、町民等に広く活動内容を発表していただきます。

12. 募集方法

朝日町会計年度任用職員採用試験申込書に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、
12月28日（月）まで提出してください。

※募集状況により、期限を切り上げて面接を行う場合があります。

〈受付時間〉午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は、締切日必着のこと）

〈提出先〉〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 番地

朝日町役場 政策推進課 地域振興係

13. 審査方法

（1）1次審査（書類選考）

（2）2次審査（面接）

14. 問合せ及び応募書類提出先

〒990-1442

山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 番地

朝日町政策推進課 地域振興係

TEL 0237-67-2112（直通）

FAX 0237-67-2117

Eメール chiikishinkou@town.asahi.yamagata.jp